

宜野湾市議会 業務継続計画
(議会 BCP)

令和4年6月

宜野湾市議会

目 次

1 目的	1
2 本BCPが対象とする災害等の定義	1
3 議会の役割	2
4 議員の役割	2
5 議会事務局の役割	2
6 災害対策会議の組織及び役割	3
7 災害時における議会及び議員の行動	4
8 災害発生時における連絡体制	6
9 災害時における本BCPに基づく対応（フロー図）	7
10 その他	8
参考 宜野湾市議会災害対策会議要綱.....	9

1 目的

宜野湾市議会業務継続計画(以下「本BCP」という。)は、宜野湾市内で甚大な災害等が発生したときにおいても、宜野湾市災害対策本部等(以下「市本部等」という。)と連携を図り、議会として二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関として、議会機能の維持・回復を図り、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、体制整備を行うことを目的に策定する。

※ B C P : Business Continuity Plan (業務継続計画)。議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画。

2 本BCPが対象とする災害等の定義

本BCPが対象とする災害等は、市本部等が設置され、市の全職員が配備要員となる宜野湾市地域防災計画の第4配備体制(以下「第4配備体制」という。)を基本とし、次の表のとおりとする。

※ 災害等が発生した場合において議会が果たすべき役割や行動は、市の災害対応と極めて高い関係性を有し、相互補完する形であることから、市における地域防災計画等(その他これらに準じた災害基準等)を概ね準用する。

災害等の種別	災害等基準
地震、津波	・災害により市の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 ・市の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された場合
暴風、大雨、洪水等	・災害により市の全域にわたる被害が発生し、又は局地的であっても被害が特に甚大な場合
大規模な火事、爆破等 その他	・上記自然災害のほか、大規模な火災、爆発、航空機事故、テロ行為等により相当規模の災害が発生したとき ・その他議長が必要と認めるとき

3 議会の役割

- (1) 宜野湾市議会は、本BCPが対象とする災害等が発生した場合は、遅滞なく「宜野湾市議会災害対策会議」（以下「議会対策会議」という。）を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害対策活動を行うための体制整備を行う。
- (2) 市本部等が、迅速かつ適切な災害対応に専念できるようにするため、必要な協力・支援を行う。
- (3) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し市本部に提供する。また、市本部から提供された情報を議員に提供する。
- (4) 市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望活動等を行う。
- (5) 復旧・復興に向け、必要な事項を速やかに審議する。

4 議員の役割

- (1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- (2) 市本部等が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を議会対策会議宛に原則としてメールで提供する。なお、当該情報は、議会対策会議を通して、市へ提供するため、議員は市本部等あてに個別に直接提供せず、連絡も行わないものとする。
- (3) 市本部から議会対策会議を通して提供された情報を市民に提供する。
- (4) 議員の消防団等における活動については、災害時における議員の役割や活動と競合することも想定されるが、原則として本BCPに定める議員の役割や活動を優先するものとする。

5 議会事務局の役割

市本部等が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して、速やかに次に掲げる災害対応業務に当たるものとする。なお、災害が勤務時間外に発生した場合においては、速やかに議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

- (1) 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。
- (2) 議員及び議会事務局職員の安否を確認する。
- (3) 議事堂（本庁舎3階）の被災状況を確認する。

- (4) 議会対策会議の開催を準備し、事務の補佐を行う。
- (5) 市本部等との連絡体制を確保し、災害関係情報を収集・整理する。
- (6) 市本部等から要請があった場合は、議場、委員会室等を市本部等に開放する。
- (7) 議事堂（本庁舎3階）の被災状況によっては、本会議、委員会、議会対策会議等の開催場所を確保する。

6 災害対策会議の組織及び役割

(参考 1 宜野湾市議会災害対策会議要綱 参照)

議長は、第4配備体制となる災害等が発生した場合、遅滞なく、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者をもって組織する議会対策会議を開催する。ただし、第4配備体制とならない場合においても、議長が必要と認める場合においては、開催することができる。

(1) 議会対策会議の統括・代理順位

議長は、議会対策会議を代表し、その事務を統括する。なお、議長が不在時の代理順位は、次のとおりとする。

- ア 第一順位 副議長
- イ 第二順位 議会運営委員会委員長
- ウ 第三順位 会派代表者のうち年長の議員

(2) 議会対策会議の所掌事務

議会対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- ア 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- イ 本会議、委員会等の開催準備の調整のほか議会機能回復に向けた対応協議に関すること。
- ウ 市本部等から提供があった情報を議員に提供すること。
- エ 議員等から収集した情報を整理し、市本部等に当該情報を提供すること。
- オ 議会が、国、県その他の関係機関に対して要請活動等を行うための内容を検討すること。
- カ 市本部等からの要請に関すること。
- キ その他議長又は(1)の代理者が必要と認めること。

7 災害時における議会及び議員の行動

(1) 災害等の発生時(発災から3日(日数は目安。以下同じ。))

ア 本会議又は全員協議会が開催中の場合

- ① 議長は、直ちに本会議又は全員協議会(以下「本会議等」という。)を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- ② 議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議等を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、当該議決を経なければならない。
- ③ 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

イ 委員会が開催中の場合

- ① 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保した上で、委員会における被災状況を議長に報告する。
- ② 委員長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の委員会を閉じることができる。

ウ 本会議等若しくは委員会が開かれていないとき又は議員自身が登庁していない場合

- ① 議員は災害が発生した場合は、議会対策会議からの連絡があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- ② 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否、その居所及び連絡先を市議会事務局に連絡する。
- ③ 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長から登庁の指示があったときは、本人及び家族の被災状況等を勘案し、登庁可能な状況であれば速やかに登庁する。

エ 委員会又は会派等による視察・研修等を行っている場合

- ① 視察団等の責任者(委員長又は会派代表者)は、視察先等にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長に報告する。
- ② 視察団等の責任者(委員長又は会派代表者)は、本市及び視察先等の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察等を終了し、帰市(市内視察にあつては帰庁)する。
- ③ 議長は、本市及び視察先等の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団等に対し、視察等の終了及び帰市又は帰庁を命ずることが

できる。

オ 議長が出張中の場合

- ① 原則として、前記エと同様の対応とする。
- ② 議長が出張中のときは、帰市若しくは帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

※ 議会対策会議の開催

- ① 議長は、議会対策会議を招集する。
- ② 議会対策会議の開催等についてはメール等を使用し、全議員に周知する。

(2) 応急活動期(発災から 4～10 日)

- ア 発災時から継続して、市本部等と連携し、議会対策会議で収集・整理した情報を市本部等へ提供するとともに議員へ情報提供をする。
- イ 議会対策会議の今後の取組みや日程等について、検討を始める。

(3) 復旧活動期(発災から 11 日目以降)

- ア 議会対策会議は、応急活動期から継続して、市本部等と連携する。市本部等の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市本部等より、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を受ける。
- イ 議会開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。
- ウ 臨時会等が開催された場合は、災害対策及びその必要経費等を速やかに審議する。
- エ 迅速な復旧・復興の実現に向け議会対策会議で、検討・調整した内容について、国、県その他の関係機関に対し、要望するなどの活動を行う。
- オ 議会対策会議で、検討・調整した内容について、議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえ、市に対し、提案、提言及び要望等を行う。その際は、市本部等の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ行う。

8 災害発生時における連絡体制

(1) 安否確認等

本BCPが対象とする災害等が発生し、議会事務局から安否確認メールが届いた場合、議員は、速やかに、自身の安否、居所、連絡先等を返信する。議員本人又は家族が負傷し、あるいは住居等が損壊し危険な状態にあるなど、自らが被災した場合は、その旨を報告する。

(返信先：Gikai01@city.ginowan.okinawa.jp)

なお、メール等の使用が制限され、又は、携帯電話が使用不能な場合は、固定電話又はFAX等を使用し、市議会事務局(電話：098-893-4165、FAX：098-893-1239)に連絡するものとする。

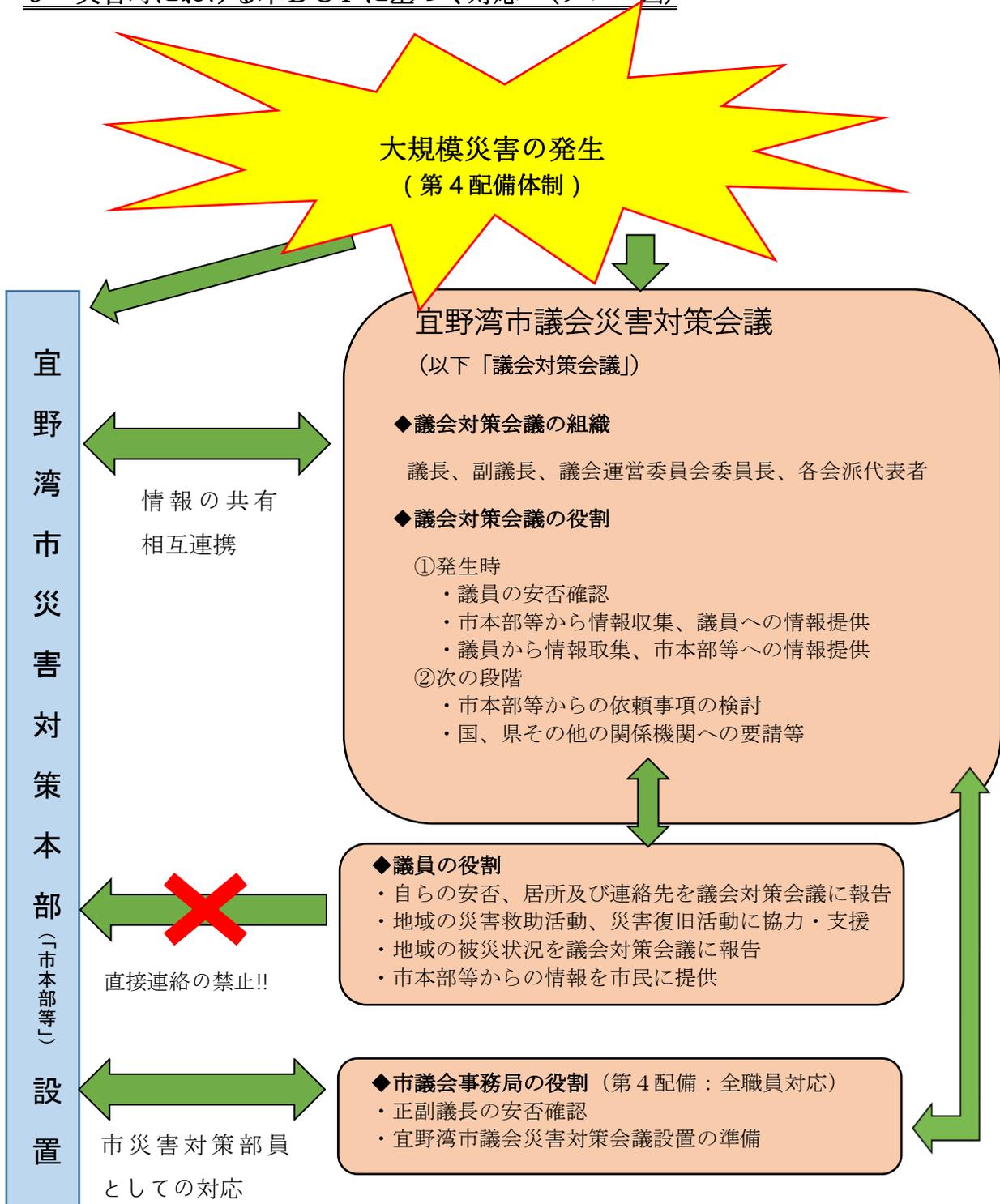
(2) 議会对策会議からの情報提供

市本部等から提供された情報又は議会对策会議に集約された情報については、全議員へタブレットのファイル管理システムや事務局へ登録しているメール等により、少なくとも1日1回は提供する。

(3) 登録メールアドレスの変更等について

議員は、登録メールアドレスを変更・削除する場合は、その都度、議会事務局にその旨を連絡するものとする。

9 災害時における本BCPに基づく対応 (フロー図)



10 その他

- (1) 登庁にあたっては、原則、貸与されている災害服及びヘルメットを着用することを基本とし、状況に応じて軍手、長靴、雨合羽等を着用し、自己の安全管理に努める。
- (2) 災害を起因とした事故など人命に関わる事象に遭遇した場合は、本BCPより優先して人命救助等にあたることとする。その際、自らの安全の確保を怠らないことに留意する。
- (3) 災害時は被災状況等により、本BCPどおりに行動できないことも想定されるが、本BCPを基本とした上で、できる限り対処する。
- (4) 本BCPに定めるもののほか、必要な事項は議会对策会議で協議の上決定する。
- (5) 本BCPが対象とする災害の発生等を想定した議員及び議会事務局職員の参加する訓練等を適宜実施し、災害対応への意識の醸成と災害時の行動についての十分な習得を図る。あわせて、災害時の市本部等の動きを確認することで、市本部との関わり方についても検証を行う。

宜野湾市議会災害対策会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宜野湾市議会会議規則(昭和47年宜野湾市議会規則第1号)第164条の規定に基づき、宜野湾市議会災害対策会議(以下「議会対策会議」という。)の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 議会対策会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 本会議、委員会等の開催準備の調整のほか議会機能回復に向けた対応協議に関すること。
- (3) 宜野湾市災害対策本部等(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定により設置されるもの及びこれに類するものをいう。以下「市本部等」という。)から情報の提供を受け、議員に情報の提供を行うこと。
- (4) 議員等からの情報を収集し、及び整理し、並びに市本部等に情報の提供を行うこと。
- (5) 国、県その他の関係機関に対して要請活動等を行うための内容を検討すること。
- (6) 市本部等からの依頼事項の実施に関すること。
- (7) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 議会対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派代表者で組織する。

- 2 議長は、議会対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 議長及び副議長に事故があるとき又は欠けたときは、議会運営委員会委員長が議長の職務を代理する。また、議会運営委員会委員長に事故があるとき又は欠けたときは、各会派代表者のうち年長の議員が議長の職務を代理する。
- 5 議長は、各会派代表者に事故があるとき又は欠けたときは、当該会派の議員の中から当該代表者を代理するものを選任することができる。

(会議)

第4条 議会对策会議は、市本部等が設置され、市本部等における職員の配備体制が第4配備となった場合、遅滞なく、議長又は前条第3項若しくは第4項の規定により職務を代理するもの(以下「議長等」という。)が招集し、これを主宰する。

2 前項の規定にかかわらず、議長等が必要と認めるときは、議会对策会議を招集することができる。

(市本部等との連携)

第5条 議会对策会議は、市本部等の活動状況に十分配慮したうえで、必要に応じて、市本部等に対し、災害情報の説明を求めることができる。

2 前項のほか、効果的な復旧・復興に資するため、必要に応じて、議長等と市長が協議の場を設けることができる。

(事務局)

第6条 議会事務局は、議長等の命を受け、議会对策会議の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、議会对策会議の運営に関して必要な事項は、議長等が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月29日から施行する。